



保健だより 11月

平成 24 年 11 月 6 日

鎌ケ谷市立鎌ケ谷中学校保健室



校内のキンモクセイの香りが薄くなり、少しずつケヤキやイチョウの葉が色づいてきました。今年は夏から秋にかけて急に気温が下がりました。このような気温差が木の葉をきれいに紅葉させるそうです。

さて、学校では体育祭や合唱祭といった大きな行事を終えたことで、少しずつクラスの「個性」や「特徴」が現れてきたように感じます。あなたのクラスは色に例えると何色でしょうか？どのクラスも2学期から3学期にかけて、もっと色あざやかに変わっていくことを期待しています！

歯科健康相談が行われます

11月と12月に全校生徒対象の歯科健康相談を実施します。

歯科健康相談は、1学期の歯科検診で異常が見つかったところの経過をみるため、また、異常なしだった場合も新たにう歯（むし歯）や歯肉炎ができていないかをみるために行います。内容は、1学期の歯科検診と同様に歯科医の先生にみていただきます。また、痛みや違和感など心配なことがある生徒は自分から歯科医の先生に相談してもよいです。当日は必ず歯みがきをしましょう。

歯科健康相談の日程

11月29日(木)1時間目から … 2年生

12月 3日(月)1時間目から … 若草と3年生

12月 6日(木)5時間目から … 1年生（歯ブラシ持参）



歯並び、あごの動き、痛いところなど、心配なことがあったら相談してみよう

インフルエンザについて大切なお知らせ

10月末に鎌ケ谷市内の小学校でインフルエンザA型にかかった児童がいます。鎌中では、インフルエンザにかかった生徒はまだいませんが、手洗い・うがいなどで予防をしっかりと、できるだけかからないようにしていきましょう。

出席停止期間に変更あり

インフルエンザのように、人から人へうつる病気で感染力の強いものは「出席停止」になります。感染症に関する法律が一部改訂され、平成24年4月1日からインフルエンザの出席停止期間が変更になったのでお知らせします。下線部分が加わりました。

インフルエンザの出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。ただし、医師の指示があった場合はその通りとする。」学校保健安全法施行規則より

わかりやすく言うと、**症状が出た日から5日間休む。それとともに、熱が平熱まで下がってから2日経っていないと登校してはいけません。**ただし、医師から指示があった場合はその通りの期間休む。

【発症した後5日の考え方】

月	火	水	木	金	土	日	月
0	1	2	3	4	5		登校

発症（例：高热）⇒

「出席停止」は、学校での集団感染を防ぐためにとられる措置なので欠席ではありません。

病院で診断を受けたら必ず担任の先生に連絡をしてください。

保護者の方へ

感染症は出席停止となります。病院で診断をされた場合は必ず学校まで連絡をください。医師の診断書の提出は不要ですが、それに代わるものとして保護者の方に御記入いただく書類があります。お子様の出席停止が明けてから、学校からお渡ししますので、記入後は、すみやかに担任まで御提出ください。

マスクは学校に置いていません 用意は各自でお願いします！

11月に入り急に寒くなったためか、鎌中では風邪をひいている人が増えたように思います。風邪で体調を崩した生徒がマスクをもらいに来ますが、マスクは保健室に置いていません。保健室は、その日に起きたケガや体調不良の応急手当をするために学校にあります。なので、病気の予防や悪化防止のためのマスクは置いていないのです。マスクが必要なときは保護者に相談し各自で用意してください。